

平成28年度 事業報告書

I はじめに

平成28年度の事業実施に取り組み始めた矢先に、平成28年熊本地震が発生し、県内に未曾有の被害をもたらした。

本会では、前震後直ちに県災害ボランティアセンターを設置し、全国の社協等の応援を受けながら、17市町村の災害ボランティアセンターの運営支援に努め、年度中、約11万9千人のボランティアに約2万件に及ぶ支援活動を行っていただいた。

また、当座の生活資金が不足していた11,689世帯に、15億7千6百万円を超える生活福祉資金（緊急小口資金）を貸し付けるとともに、被災した福祉施設や福祉避難所へ介護職員等を派遣するマッチング事業を他団体とともに実施し、延べ87事業所に6,906人日の派遣調整を行った。

年度前半は、これらの緊急対応に忙殺されたが、10月からは被災者を長期的に支援する取組みとして、「熊本県地域支え合いセンター支援事務所」の運営を県から受託し、OAシステムの整備や職員研修など各市町村の地域支え合いセンターを支援するとともに、関係機関・団体との連絡調整等に取り組んでいる。

一方、28年度は、社会福祉法の改正により29年4月から本格施行される社会福祉法人改革への対応が大きな課題であり、市町村社協や会員法人へ制度改正に関する情報提供を行うとともに、相談支援に努めた。特に年度後半は、本会においても定款の大幅な変更や関連規程の改正を行うとともに、評議員選任・解任委員会の設置や29年度からの新たな評議員選任等を行い、社会福祉法人としてのガバナンスや財務規律の強化に努めた。

また、平成28年6月2日に国の「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されたが、目標である「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」に向けて、平成27年度補正予算の中で保育・介護人材の確保に向けた緊急対策事業が創設されており、本会でも関連事業を早期に実施すべく取り組んだ。

以上のように、28年度は例年になく取組みが多く、特に地震対応に多くの労力を割かれ、予定していた事業の一部に中止や縮小を余儀なくされたものがあったが、第四次県社協総合計画「県社協ビジョン2015～2019」に基づき、「くまもとの『ふだんのくらしのしあわせ』を協働でつくります」の基本理念のもと、市町村社協、民生委員・児童委員、ボランティア、各種協議会や関係団体と連携しながら、以下の項目を中心として事業を行った。

II 主要項目

1 「平成28年熊本地震」に伴う支援活動を行うとともに、今後も長期的に被災者を支援する体制づくりに取り組んだ。

熊本地震被災者への支援活動として、「県災害ボランティアセンター」を設置し、被災地の災害ボランティアセンターを支援するとともに、「生活福祉資金特別貸付」の実施、「社会福祉施設等への応援職員派遣」の調整（マッチング）など、様々な取組みを行った。

また、被災者を長期的に支援する取組みとして、15か所の「市町村地域支え合いセンター」を支える「熊本県地域支え合いセンター支援事務所」の運営を県から受託した。

さらに、ホームページ等で全国に被災者支援のための「義援金」と災害ボランティア活動を支援する「支援金」を呼びかけたところ、「義援金」に227件で約4,067万円、「支援金」に170件で約4,505万円の浄財をいただき、それぞれの目的に沿って配分した。

2 社会福祉法の一部改正に伴う組織体制の見直しや定款変更をはじめ、生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化に取り組む市町村社協を支援し、誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりを推進した。

社会福祉法の改正に伴い、市町村社協においては、組織体制や財務規律の強化、事業運営の透明性向上などへの対応が求められる中で、研修会や会議等を通じて必要な情報を提供するとともに、個別の相談に応じながら、定款変更や評議員の選任等に関わる支援を行った。

生活困窮者自立支援法の施行から2年を経過した自立相談支援事業については、家計相談支援事業等の任意事業や関係機関・団体との連携強化による相談支援体制の整備を進めた。また、アセスメントや記録に関する研修会を開催するとともに連絡会議における課題検討等を通して、相談支援員の個別課題への対応力向上に取り組んだ。

さらに、熊本地震被災者からの相談に専従で対応する相談支援員を6町村に追加配置し、地域支え合いセンターと協働して被災者の家計や仕事に関する相談に応じた。

また、市町村社協が地域福祉の推進役として、地域のニーズを捉えた地域福祉活動が効果的に実施できるよう、社会福祉振興基金による計画策定費用の助成や策定委員会への本会職員派遣などを通して、地域福祉活動計画や社協発展強化計画の策定に取り組む5市町村社協を支援した。

3 介護保険制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の実施に伴い、生活支援コーディネーターを養成し、住民の共助による地域の支え合い体制づくりに取り組んだ。

また、ボランティア活動の振興を図るとともに、NPO法人や市民活動団体等との連携により、熊本地震被災者への支援に必要な情報の共有を図

った。

介護保険制度改正における各市町村での新しい総合事業の促進を図るため、その中核を担う生活支援コーディネーターの養成研修や連絡会議を実施し、住民のニーズ把握の手法や生活支援サービス開発における課題の検討を行った。

市町村社協が実施する様々な地域福祉事業の中でも、総合事業を支える貴重な社会資源である「ふれあい・いきいきサロン」は42市町村社協で2,389か所設置され、「住民参加型在宅福祉サービス」については12市町村社協が実施するなど、着実な進展が見られた。

また、社会福祉振興基金の助成により、新たに住民との協働による生活支援サービスに取り組む2市社協を支援し、県内各地域での事業の促進に努めた。

ボランティア関係では、高齢者等の買い物やゴミ出し等の細かい困りごとに寄り添い、併せて高齢者等の生きがいつくりや介護予防、認知症予防等にもつながる生活支援ボランティア養成講座を開催する3市町村社協を支援し、住民の支え合いによるボランティア活動の仕組みづくりに取り組んだ。

また、ボランティア活動の啓発活動として、最新の内容に改訂したボランティアハンドブックを2千部作製し、県内のボランティア活動の啓発と市町村ボランティアセンターの利用促進に取り組んだ。

第10回火の国ボランティアフェスティバル上益城大会については、地震のために開催できなかったため、県ボランティア連絡協議会及び候補地社協等と協議し、平成29年度に天草地域で開催するよう調整を進めた。

なお、予定していた熊本県災害ボランティアセンターマニュアルの改訂は地震のため実施できなかったが、被災者支援活動を実施した「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）」と「くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）」との58回に及ぶ定期的な連携会議により、被災者支援に必要な情報の共有に取り組んだ。

4 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の一層の充実並びに成年後見制度の利用促進を図るとともに、市町村社協による法人後見への取り組みを積極的に促進した。

地域福祉権利擁護事業を一層充実させ、判断能力の低下等により日常生活に支障や不安がある方が、地域で自立した暮らしが可能になるように、28年度は市町村社協への個別訪問を30社協35か所で行い、本事業の実施状況を把握するとともに、サービスの均質化と適正な運営に取り組んだ。

併せて、市町村社協の事業担当職員や生活支援員の資質向上を目的とした研修会や会議を3回開催した。さらに、本事業の利用促進を図るため、リーフレットの作成・配布とともに、ホームページの活用や各種研修会での事業説明を積極的に実施し、関係団体等をはじめ県民へ本事業を広く周知した。その結果、本事業の利用件数が前年度の実績599件から670件へと増加した。

また、一方で判断能力が著しく低下したために、本事業のみでは日常生活に支障が生じる方については、成年後見制度への円滑な移行が重要であることから、

行政や関係機関・団体との連携を強化するとともに、各種研修会の開催や助成事業を通じて、成年後見制度の利用促進や市町村社協による法人後見の取組みを積極的に後押しした。その結果、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行した件数が前年度実績 145 件から 166 件へ、法人後見に取り組む市町村社協数と受任件数が前年度実績 9 社協 153 件から 10 社協 174 件と増加した。

5 生活福祉資金貸付事業等各種貸付事業を活用し、対象世帯の社会的自立を支援した。

民生委員・児童委員をはじめ、ハローワークや福祉事務所、生活困窮者自立支援事業などの関係機関等と連携するとともに、市町村社協に 22 人の相談員を配置し、資金の効果的な貸付けと併せて本資金以外の情報も提供するなど、適切な相談支援に努め、申込・借受世帯の経済的自立を支援した。

熊本地震の被災者支援においては、緊急小口資金特例貸付の終了後は福祉費の特例貸付を実施し、38 件で合計 5,340 万円の貸付を行った。

また、市町村社協並びに民生委員・児童委員からの情報収集や償還指導における面接等により長期滞納者の実態把握に努め、債務者の生活状況に応じて、法的措置や償還免除を行うなど適切な債権管理に努めた。

6 社会福祉振興基金の活用により民間福祉団体、ボランティア連絡協議会、市町村社協等の福祉活動支援を行うとともに、福田令寿人材育成基金により専門資格の取得を支援し、福祉人材の育成に取り組んだ。

社会福祉振興基金の効果的な運用を確保しながら、25 団体に計 592 万円を助成し、子ども・障がい者・高齢者支援をはじめとした県民の生活上の幅広い課題解決に取り組む民間福祉団体等の福祉活動や、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための地域に根ざした地域福祉活動の先駆的な事業の支援に取り組んだ。

また、福田令寿人材育成基金については、「社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業」により、福祉の職場で働きながら資格取得を目指す 7 人の方に各 10 万円を助成し、社会福祉従事者の人材育成を行った。

7 「生計困難者レスキュー事業」の円滑な運営と社会福祉法人のガバナンス・財務規律の強化を支援した。

県社会福祉法人経営者協議会が、社会福祉法人の社会貢献活動として、生計困難者に対する現物給付（食料品・日用品等）や滞納しているライフラインの支払代行などを実施する「生計困難者レスキュー事業」の運営を支援するため、担当職員を配置し、実施法人・施設からの相談や問合せに応じた。参画法人は 84 法人に上り、114 件・約 243 万円の支援を実施した。併せて、市町村社協の事業や生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立支援事業との連携・調整を行った。

また、社会福祉法人制度改革に呼应し、社会保険労務士、公認会計士による相談会や研修会を開催し、社会福祉法人のガバナンスの強化等を支援した。

8 福祉人材の確保と定着支援に取り組むとともに、社会福祉従事者のスキル

アップのための研修を実施した。

福祉人材の確保のために、熊本県並びにハローワーク等の関係機関・団体と連携し、合同面接会や個別相談を実施するなどの就労支援に努め、計163人を採用に導いた。また、福祉の事業所で働く職員が退職しないための離職防止と定着支援のためのセミナーを開催し、働きやすい職場環境の整備を促進した。なお、本年度の採用人数は、震災の影響が強く昨年度の57%程度となった。

将来の福祉の担い手として期待される若者の参入を促進するため、中学生向けの出前講座や高校生、大学生及び専門学校を学生を対象とした地域座談会に取り組み、福祉の職場への理解と福祉職の魅力を広め、イメージアップを図るなどの環境整備を図った。

また、インターネットを活用した登録やマッチングの一層の普及を図るとともに、29年度から始まる離職介護福祉士等届出制度の登録とその後の支援に備えて、大規模改修された新COOLシステムに移行した。

社会福祉従事者に対しては、高いスキルを身につけ、専門職として働き続けることができるように体系的な研修を実施した。特に、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」については、対象者を昨年度の初任者・中堅職員から「チームリーダー（指導的職員）」に広げて実施し、受講者が自らのキャリアデザインを描くことができる研修体系の構築に向けた取組みを行った。また、29回に及ぶ社会福祉従事者研修には合計1,465人の参加を得たが、例年100%を超える参加定員に対する充足率が今年度89%に止まっていることは、震災の影響が大きく現れたものと考えられる。

さらに、「介護支援専門員実務研修」については、制度改正により研修内容が大幅に増加したが、計画どおり実施し、介護サービスの充実を目的とした事業の推進に努めた。

9 平成27年度補正予算事業による新規貸付事業を実施し、福祉人材確保に寄与するとともに、ひとり親並びに児童養護施設退所者等の社会的自立を図った。

福祉人材の確保等が課題となっている中、平成27年度の国・県補正予算に伴う新たな各種貸付事業を実施した。

福祉人材確保の一環として、①介護福祉士・社会福祉士等をめざす学生81人に3,957万円、②介護離職者で介護職場に再就職する方2人に70万円、③保育士をめざす学生159人に1億7,987万円、④未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部補助として14人に360万円、⑤潜在保育士で再就職する方6人に180万円をそれぞれ貸付けた。

また、ひとり親や児童養護施設退所者等の社会的自立を促進するために、①高等職業訓練促進給付を活用するひとり親30人に約1,350万円、②児童養護施設・里親等を経て就業する方や大学生進学者10人に約340万円をそれぞれ貸付け、福祉人材確保と社会的自立を図った。

10 運営適正化委員会の活動を充実・強化するとともに、福祉サービス提供事業所等における苦情解決体制整備の推進を図った。

福祉サービス利用援助事業の透明性や公正性を担保し、適正な運営を確保するため、定期的に委員会を開催し、事業の実施主体（熊本県社協並びに熊本市社協）から実施状況の報告（困難案件や契約件数等の報告）を受け、事業全般を監視するとともに、市町村社協への現地調査を3回実施し、助言2回・勧告1回を行った。

また、本委員会事務局へ日常的に寄せられた苦情（69件）や相談（33件）の内容について報告を受けるとともに、苦情を適切に解決するため、申出人に対する助言や福祉サービス提供事業所等への事情調査等を行った。併せて、事業所段階における苦情解決の体制整備促進と相談機能強化を目的として、研修会を2回開催するとともに、事業所11か所を巡回訪問した。さらに福祉サービスを提供する県内の事業所に対して「苦情解決に関する状況調査」を実施した。